



秘

輸出水産物取締法案

農林省水産局

昭和九年一月廿七日

Faint vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.



輸出水産物取締法案

第一條 輸出水産物ハ命令ノ定ムル所ニ依リ國ノ行フ検査又

ハ主務大臣ノ指定スル法人ノ行フ検査ニ合格シタルモノニ

非ザレバ之ヲ輸出シ又ハ保税地域ヨリ外國ニ向ケ搬出スル

コトヲ得ズ但シ特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケタ

ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ輸出水産物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム



第二條 主務大臣ハ輸出水産物ノ資源ノ保護涵養又ハ聲價ノ

維持向上ヲ圖ル為輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ノ設備

ノ方法、使用原料又ハ材料其ノ他輸出水産物ノ製造、加工

又ハ處理ニ関スル事項ニ付取締上必要ナル命令ヲ發スルコ

トヲ得

第三條 輸出水産物ノ製造、加工又ハ處理ヲ業トセントスル

者ハ命令ノ定ハル所ニ依リ主務大臣ノ免許ヲ受クベシ

前項ノ輸出水産物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者免許ヲ受ケタル

日ヨリ二年以内ニ事業ヲ開始セザルトキハ主務大臣ハ其ノ

免許ヲ取消スコトヲ得

前條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者引續キ二年以上其ノ事

業ノ全部又ハ一部ヲ為サザルトキハ主務大臣ハ其ノ免許ヲ

取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限スルコトヲ得



第五條 第三條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者ノ所爲ニシテ  
本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令若ハ處分ニ違反シ又ハ公  
益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ハルトキハ主務大臣ハ其  
ノ免許ヲ取消シ又ハ其ノ事業ヲ制限シ若ハ停止スルコトヲ  
得

第六條 主務大臣ハ輸出水産物ニ關スル水産組合又ハ水産組  
合聯合會ニ對シ検査其ノ他輸出水産物ノ統制上必要ナル施

設ヲ命ズルコトヲ得

主務大臣ハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業ト  
スル者ニ對シ輸出水産物ノ統制上必要ナル事項ヲ命ズルコ  
トヲ得

第七條 主務大臣又ハ地方長官取締上必要アリト認ハルトキ  
ハ輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ  
對シ業務ニ關スル報告ヲ爲サシメ又ハ當該官吏ヲシテ事務



所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況  
及帳簿、輸出水産物其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得  
當該官吏臨檢ノ際本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反  
シタル所爲アリト認ムルトキハ搜索ヲ爲シ又ハ違反ノ事實  
ヲ證明スベキ物件ノ差押ヲ爲スコトヲ得

臨檢、搜索及差押ニ關シテハ間接國稅犯則者處分法ヲ準用

ス

第八條 輸出水産物ノ検査ニ關シ第一條第一項ノ命令ノ規定

ニ依リ之ニ附シタル印章、記號又ハ證票ハ正當ノ理由ナク  
シテ之ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽スルコトヲ得ズ

前項ノ印章、記號又ハ證票ヲ抹消シ、除却シ又ハ隱蔽シタ  
ル輸出水産物ハ之ヲ輸出シ又ハ保税地域ヨリ外國ニ向ケ搬

出ハルコトヲ得ズ

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處



一 第一條第一項又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シテ輸出水産物ヲ輸出シ又ハ輸出セントスル所為ヲ爲シタル者

二 第三條第一項ノ規定ニ違反シタル者

前項ノ場合ニ於テハ犯人ノ所有シ又ハ所持スル輸出水産物

ヲ没收スルコトヲ得若シ犯人ノ所有シタル輸出水産物

シ全部又ハ一部ヲ没收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額

ヲ追徴スルコトヲ得

第十條 九ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

二 第四條第二項ノ規定ニ依ル制限又ハ第五條ノ規定ニ依

ル制限若ハ停止ノ處分ニ違反シタル者

三 第六條第二項ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者

第十一條 九ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ



處ス

一 正當ノ理由ナクシテ第七條ノ規定ニ依ル臨檢検査ヲ拒

ミ、妨ゲ若ハ忌避シ又ハ其ノ尋問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若

ハ虚偽ノ陳述ヲ爲シタル者

ニ 第八條第一項ノ規定ニ違反シタル者

第十一條 輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トス

ル者正當ノ理由ナクシテ第七條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ

爲サズ又ハ虚偽ノ報告ヲ爲シタルトキハ三百圓以下ノ罰金

ニ處ス

第十三條 輸出水産物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トス

ル者ハ其ノ代理人、戸主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從

業者ゴ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

ハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコト

ヲ得ズ



第十四條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ輸出水産

物ノ製造、加工、處理又ハ輸出ヲ業トスル者ニ適用スベキ

罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人

ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキ

ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同

一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

✓第十五條 命令ヲ以テ定ムル輸出水産物ノ移出ハ本法ノ適用

ニ付テハ之ヲ輸出ト看做ス

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム



理由

我國輸出水産物ノ生産、輸出等ノ實情並諸外國ニ於ケル我國  
輸出水産物ノ取引狀況ニ鑑ミ此ノ種水産物ニ關スル検査其ノ  
他取締並ニ統制ノ徹底ヲ圖リス業、發達、輸出ノ増進上遺憾  
ナキヲ期スルノ要アリ 是本案ヲ提出スル所以ナリ